

入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の要旨

1 改正の内容

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例において、保育料が0円となる非課税世帯に準ずる者に、次の者を追加するものです。

- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 里親である保護者

2 施行日

公布の日（ただし、この条例による改正後の入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例別表備考の小規模住居型児童養育事業を行う者に係る規定については、令和3年4月1日以後の教育又は保育の提供に係る保育料について適用）